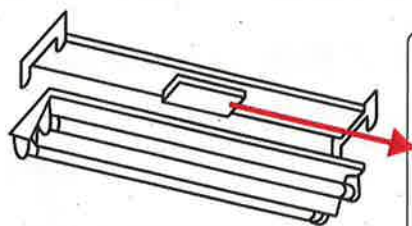


高濃度PCB使用安定器は 2021年3月31日までに処分を!

PCBとは

PCBは電気機器用の絶縁油や各種工業における加熱・冷却用の熱媒体、感圧複写紙などに利用されてきました。

しかし、人体に有害であることが判明したため、現在は新たな製造が禁止されています。



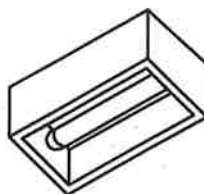
蛍光灯器具
(オフィス・教室用等)



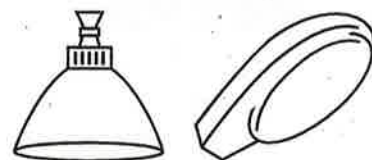
安定器とは

安定器は電灯のちらつきを抑えるために照明器具に設置された装置のことです。

装置内に内蔵されたコンデンサーに使用されている巻紙のすき間に数十g程度のPCB油が含浸されているものがあります。



低圧ナトリウム灯器具
(トンネル用)



水銀灯器具
(高天井用・道路用)

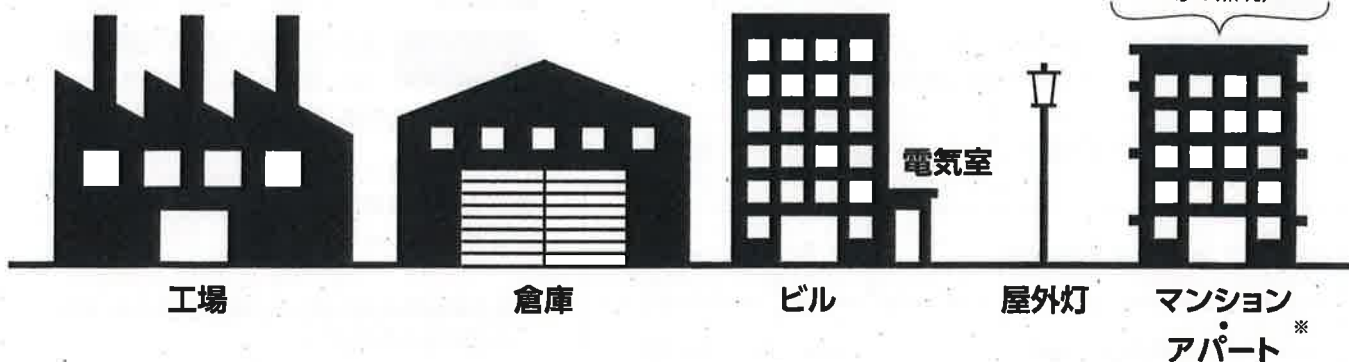
PCBはこんな場所に?

※対象の建物をお持ちの場合は裏面へ!

【対象】1977年(昭和52年)3月までに建築・改修された事業用の建物

※一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものはありません。

※対象外の建物であっても、過去に回収された安定器が電気室や天井裏等に残置されていた事例がございますのでご注意ください。



福岡県内の高濃度PCB使用安定器については、法律で2021年3月31日までに処分委託することが義務付けられており、期限を超えた場合は罰則の対象となります。詳しくは下記ホームページをご確認ください。

【環境省HP】 <http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

【福岡県HP】 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pcb.html>

高濃度PCB使用安定器の処分に必要な手順

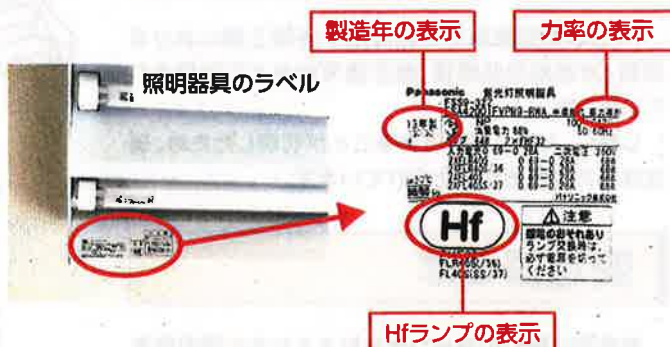


1 確認 ~PCB使用の有無の判別方法~

※点検作業は感電の恐れがありますので電気工事士の資格を有する電気工事業者等に依頼してください。

① 照明器具のラベルで判断 (※改造や修理で内部の安定器が交換されている場合は注意が必要です。)

1. 製造年が1973年以降の蛍光灯器具はPCB不使用
2. Hfランプ使用の表示のある蛍光灯器具はPCB不使用
3. 低力率型(85%未満)はPCB不使用
4. メーカーへの問い合わせ



(ラベルは一例です。すべてのメーカーに記載されているとは限りません。)

② 照明器具内の安定器の銘板で判断

1. 製造年が1956年以前及び1973年以降の安定器はPCB不使用
2. インバータ(電子)式安定器はPCB不使用
3. 低力率型(85%未満)はPCB不使用
4. メーカーへの問い合わせ

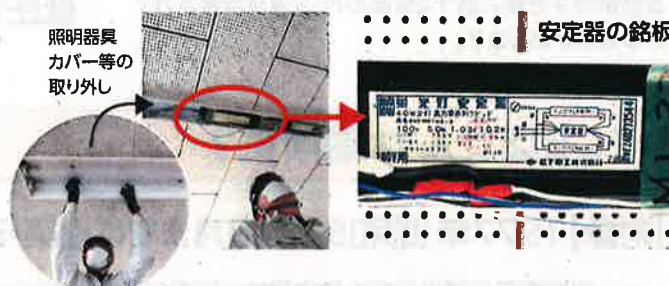
※「NO PCB」または「PCBは使用していません」という記載があればPCB不使用

力率は、銘板に記載の電気特性等から算出できる場合があります。詳しくは日本照明工業会HPへ。

日本照明工業会HP

<http://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

(メーカーの連絡先等についてもこちらをご参照ください。)



2 届出について

高濃度PCB使用安定器を保管もしくは使用している場合は届出が必要となりますので、下記保健福祉環境事務所までご連絡ください。

保管または使用場所	保健福祉環境事務所	連絡先
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市	筑紫	(092)513-5612
古賀市、宗像市、福津市、中間市、糟屋郡、遠賀郡	宗像・遠賀	(0940)36-6322
国方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、田川市、鞍手郡、田川郡、桂川町	嘉穂・鞍手	(0948)21-4812、3、4
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、大刀洗町	北筑後	(0942)30-1058
柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町	南筑後	(0943)22-6964
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築	(0930)23-2380

3 処分について

処分先 JESCO※北九州PCB処理事業所
Tel. 093-522-8588

※JESCO:中間貯蔵・環境安全事業株式会社

右記の対象者は処分費用の軽減措置制度が設けられています。

対象者	軽減率
中小企業者等	70%
個人	95%

※適用条件等詳細はJESCO中小軽減担当(0120-808-534)にお問い合わせください。

その他支援制度については環境省HP(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/support/>)、もしくは下記福岡県HPをご参照ください。

PCB全般に関する相談窓口(平日10:00~17:00、平成31年3月29日まで)

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 0120-985-007 (email: pcb-info@sanpainet.or.jp)



〈詳しくは福岡県ホームページまで〉 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pcb.html>

福岡県環境部廃棄物対策課計画指導係 TEL:092-643-3363

届出等のお問い合わせは上記の保健福祉環境事務所連絡先をご参照ください。

(北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市に事務所がある場合は各市役所にお問い合わせください。)

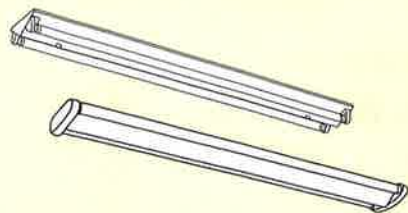
PCB使用照明器具に関する情報

PCB安定器(コンデンサ)を使用した照明器具

昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された、次の器具に使用されています。

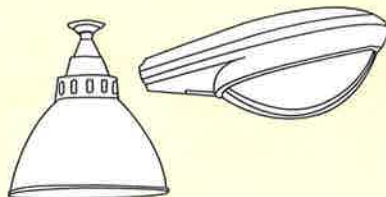
蛍光灯器具

(オフィス・教室用等)



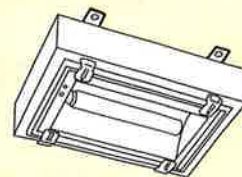
水銀灯器具

(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具

(トンネル用)



安定器(コンデンサ)のPCB含有の判別方法

安定器の銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能(力率)、製造年月等の情報から判別できる。

「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について」
(生衛発第1798号 平成12年12月13日)によれば、

PCBを使用した安定器は昭和32年(1957年)1月から
昭和47年(1972年)8月までに製造された。

- 国内メーカーで昭和31年(1956年)以前及び昭和48年(1973年)以降に製造された照明器具については、**PCB**使用安定器を使用したものはないと考えられる。
- 昭和51年(1976年)10月までに建築・改修された建物には、**PCB**使用安定器が使用された可能性がある。
- (一社)日本照明工業会は、昭和52年(1977年)3月までは、対象機器として扱うことが望ましいと考える。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、
(一社)日本照明工業会ホームページを参照してください。

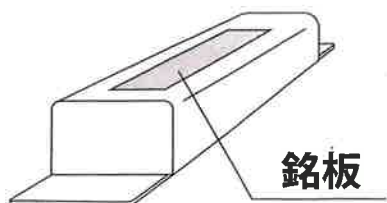
<http://www.jlma.or.jp/anzen/pcb/index.htm>



安定器の種類によりPCBコンデンサが使われています。安定器の種類等は「銘板」で確認できます。

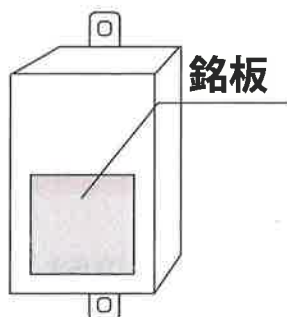
蛍光灯安定器

(器具本体に内蔵)



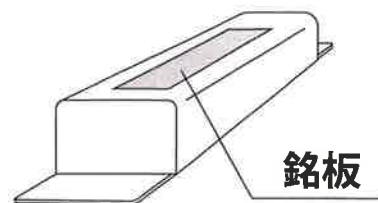
水銀灯安定器(別置)

(取付台・ボール収納ボックスに設置)



低圧ナトリウム灯安定器

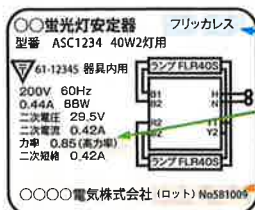
(器具本体に内蔵または別置)



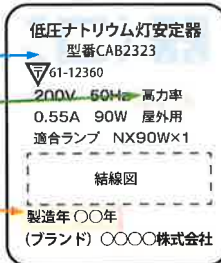
PCB使用安定器の判別方法

銘板情報をご確認ください

製造メーカー名と製造年/月(ロット番号)をご確認ください。



種類
力率(高力率)
製造年(またはロット番号)



古い施設用の蛍光灯器具、水銀灯器具及び低圧ナトリウム灯器具がある場合。
内蔵されている安定器(または照明器具)の「銘板」をご確認ください。

銘板でメーカー名がわかった

製造メーカーへお問い合わせください

メーカー連絡先が不明、またはメーカーが無くなっている場合「力率」を計算します。

メーカーの回答が

PCBを含む器具であった。 **A**へ

PCBを含まない器具であった。 **B**へ

力率をご確認ください

力率の計算例

$$(1) \text{《力率》} = \frac{E}{(A \times B)}$$

$$(2) \text{《力率》} = \frac{E' + F}{(A \times B)}$$

計算例の記号	表示事項名	表示例
A	「入力電圧」または、「電源電圧」	「100 V」, 「200 V」
	周波数	「50 Hz」, 「60 Hz」, 「50/60 Hz」
B	「入力電流」または、「一次電流」	「0.9 A」, 「0.435 A」
		「420 mA」 (⇒0.42 A に変換が必要)
C	「二次電圧」	「147 V」 「200 V」
D	「二次電流」	「0.42 A」
E	「消費電力」	「55 W」
F	「損失電力」	「5W」
E'	「適合ランプ」	「FLR 40 W x 1」 (→ 40W に変換が必要) 「FL 20 W x 2」 (→ 20 x 2 = 40W に変換が必要)

備考: 二次電圧・二次電流での計算は、始動補助のコンデンサが挿入されているタイプがあるため注意が必要です。

高力率ですか? (力率 0.85, 85%以上)



PCBを含みません。 **B**へ

製造年(月)を確認してください (施設の完成・改修又は照明器具を保守交換した時期)

1957年(昭和32年)～1972年(昭和47年)8月に生産の安定器ですか?



PCBを含みます。 **A**へ PCBを含みません。 **B**へ

1974年(昭和49)以前の照明器具かつ1977年(昭和52年)3月以前の施設ですか?



PCBを含む判断が妥当。 **A**へ PCBを含みません。 **B**へ

A PCBを含む製品

PCB 機器処理を行います。自治体に届け出をし、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)に処理申込み・登録を行ってください。

PCB 廃棄物の保管にあたっては、廃棄物処理法施行規則に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」にしたがって保管することが必要です。

B PCBを含まない製品

各自治体のルールに従い、廃棄物として処理してください。

(産業廃棄物はマニフェスト管理)

PCB廃棄物の処理については、お近くの都道府県・政令市にお問い合わせください。

【制作】 JLMA 一般社団法人 日本照明工業会 Japan Lighting Manufacturers Association <http://www.jlma.or.jp/>
〒110-0016 東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル8F 電話:(03)6803-0685(代表) FAX:(03)6803-0064

【協力】 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 環境省PCB廃棄物処理HP <http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>
〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 電話:(03)3581-3351(代表) FAX:(03)3593-8264